

特定生産緑地の指定

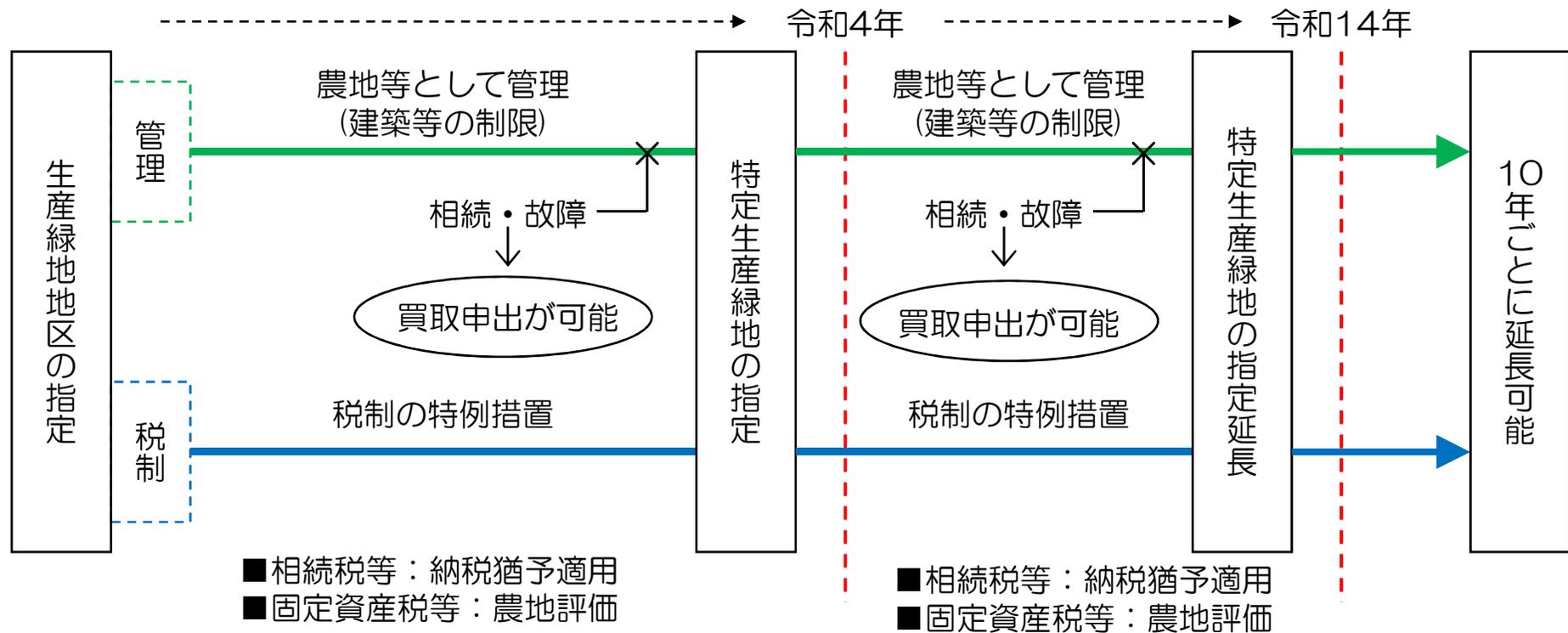
令和3年度第1回東大阪市都市計画審議会

令和3年11月26日（金）

特定生産緑地について

特定生産緑地とは・・・

平成29年の生産緑地法の改正により創設された制度
生産緑地地区の農地等利害関係人の意向をもとに生産緑地
地区を特定生産緑地として指定できる (生産緑地法第10条の2)



特定生産緑地について

都市農業振興基本計画（平成28年策定）

都市農地の位置づけ

「宅地化すべきもの」 → 都市に「あるべきもの」

生産緑地法(昭和49年法律第68号)の改正（平成29年）

- 生産緑地地区の面積要件を条例により緩和できること
- 特定生産緑地制度の創設 等



平成29年度 面積要件の引き下げ

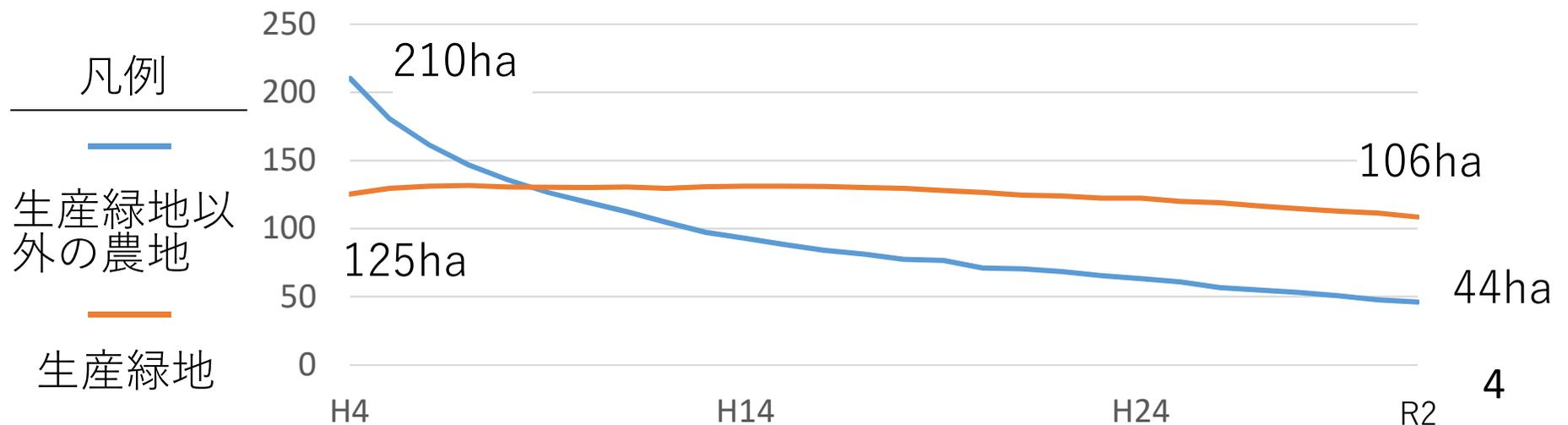
令和元年度 生産緑地地区指定方針の改正

本市の農地に占める生産緑地

農地ごとの面積（令和3年1月1日時点）

農地の種類		面積(ha)
市街化区域内農地	生産緑地	105.58
	生産緑地以外の農地	43.56
市街化調整区域内農地		46.14

平成4年からの変化



生産緑地地区の指定状況

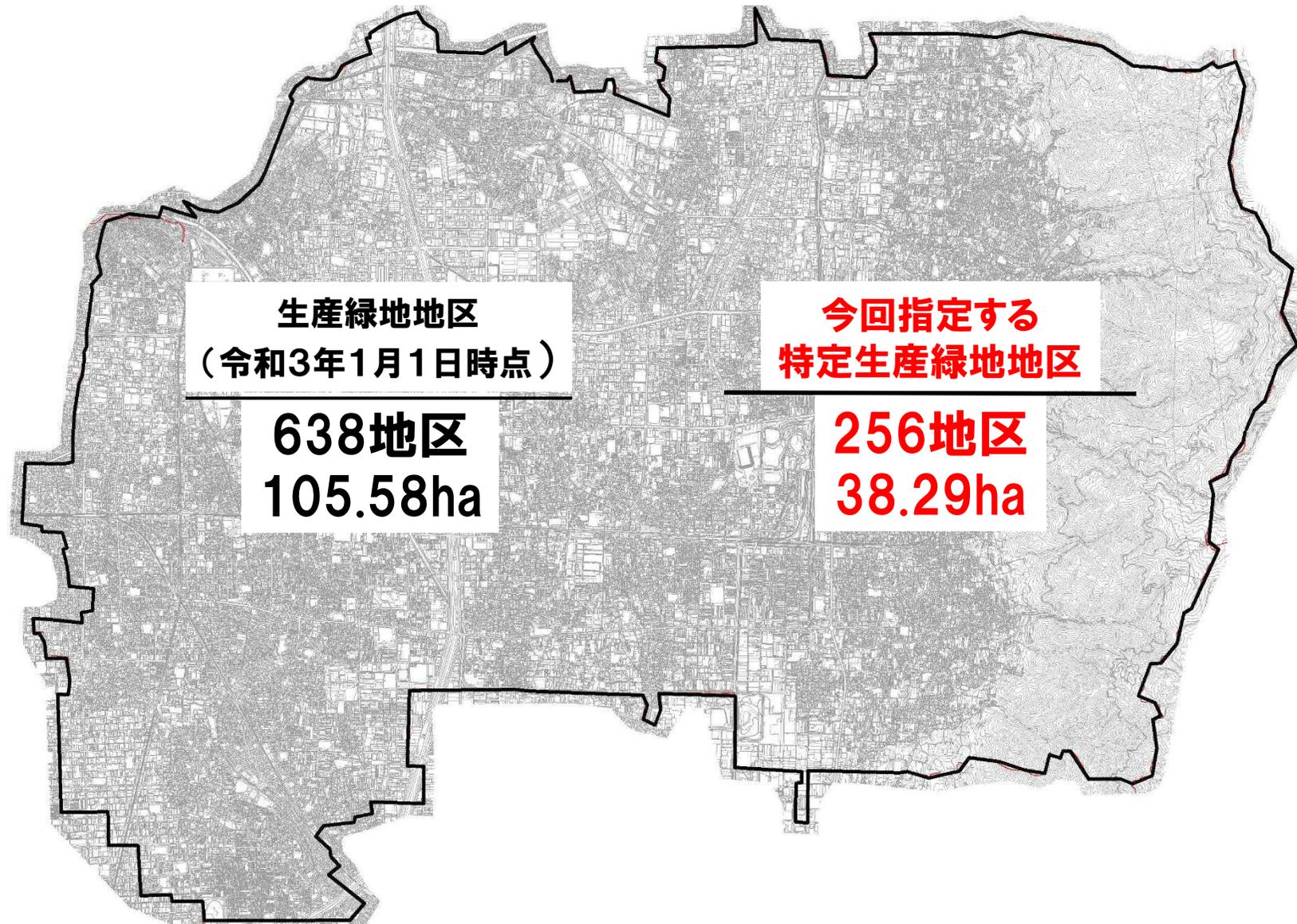
全生産緑地面積と平成4年指定の内訳（令和2年変更時点）

	面積(ha)
全生産緑地	105.58
内 平成4年指定	85.37 (80.9%)

●事務の平準化を図る

複数回に分け都市計画審議会で見聞聴取の上、指定の告示並びに農地等利害関係人に通知を行う

指定の概要



参考

今回までの特定生産緑地指定数

- ・ 令和2年度指定
地区数・・・71地区 面積・・・11.49ha
- ・ 前回と今回指定の合計数
地区数・・・327地区 面積・・・49.78ha

生産緑地の約47%の指定

現在までの平成4年分申請数（令和3年10月末時点）

面積・・・66.53ha

平成4年指定分の申請率は約78%

今後のスケジュール等

審議会開催予定時期と対象受付期間

審議会開催予定時期	対象受付期間
令和4年7月	R3.6.1～R3.12.21

平成4年指定の受付期間は令和3年12月21日までと設定しています。

農地所有者への制度周知の徹底

- J A 広報誌への定期的な制度の掲載
- J A 主催の相談会への参加・サポート
- 市政だよりへの掲載
- 所有者の意向を電話・対面で確認 等